

第 18 回

定時株主総会  
招集ご通知

## 目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第2号議案 当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件	
第3号議案 当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との吸収分割契約承認の件	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類／監査報告	45
■ 計算書類／監査報告	49

## 開催日時

2019年2月26日（火曜日）午前10時

## 開催場所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
ホテルオークラ東京  
別館2階 メイプルルーム

スター・マイカ株式会社

証券コード3230

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
スター・マイカ株式会社  
代表取締役社長 水 永 政 志

### 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年2月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年2月26日（火曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分）
  2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
ホテルオークラ東京 別館2階 メイプルルーム  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
    1. 第18期（2017年12月1日から2018年11月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第18期（2017年12月1日から2018年11月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件
- 第3号議案 当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との吸収分割契約承認の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、下記①から④の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  - ③ 株主総会参考書類の第2号議案 当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件に記載すべき事項のうち、「株式交換契約書」、「スター・マイカ・ホールディングス株式会社定款」、「過去5事業年度（最終事業年度を除く）に係るスター・マイカ・ホールディングス株式会社貸借対照表」及び「スター・マイカ・ホールディングス株式会社最終事業年度計算書類等」
  - ④ 株主総会参考書類の第3号議案 当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との吸収分割契約承認の件に記載すべき事項のうち、「吸収分割契約書」及び「スター・マイカ・ホールディングス株式会社最終事業年度計算書類等」
- なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記①及び②の事項も含まれております。
- ◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。※**当社ウェブサイト** <https://www.starmica.co.jp>

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定は、当社グループの企業価値の向上に資する専門性や経験等を有し、かつ人格ならびに見識ともに優れた者であることを条件とし、指名・報酬委員会の決議した人事案を受け、取締役会において決定しております。

本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	
1	みず なが まさ し 水 永 政 志	代表取締役社長	再任
2	あか し けい いち 明 石 圭 市	取締役 投資事業本部長	再任
3	いし づみ とも ゆき 石 積 智 之	取締役 戦略事業本部長	再任
4	なが や まなぶ 長 谷 学	執行役員 企画本部長	新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>みずなが まさし 水 永 政 志 (1964年10月6日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1989年4月 三井物産(株)入社                      1995年3月 米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校経営大学院修士課程修了(MBA)                      1995年4月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社                      1996年7月 ゴールドマン・サックス証券会社入社                      2000年3月 (株)ピーアイテクノロジー(現いちご(株))設立代表取締役就任                      2002年2月 当社代表取締役社長就任                      2014年12月 当社代表取締役会長就任                      2016年5月 当社代表取締役会長兼社長就任                      2017年2月 当社代表取締役社長就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>スター・マイカ・レジデンス(株)代表取締役社長                      スター・マイカ・プロパティ(株)代表取締役社長                      SMAiT(株)取締役会長                      スター・マイカ・ホールディングス(株)代表取締役社長                      スローガン(株)社外取締役                      (株)SQUEEZE社外取締役                      (株)bookee社外取締役                      (株)レナウン社外取締役</p>	1,841,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社グループの主要な事業会社であるスター・マイカ株式会社設立以来、当社グループの事業をけん引し、経営の指揮及び監督を適切に行ってまいりました。引き続き、その経験、知見及び能力を、当社グループの更なる企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	あかしけい 明石 圭市 (1967年7月22日生) 再任	1989年4月 (株)富洋ハウジング入社 1991年10月 中信住宅販売(株)(現三井住友トラスト不動産(株))入社 1997年6月 (株)プライムエステート設立 代表取締役就任 2003年10月 (株)メープルハウジング入社 2006年7月 当社入社 2010年2月 当社投資事業第1部長就任 2012年2月 当社取締役投資事業本部長兼横浜支店長就任 2016年6月 当社取締役投資事業本部長就任(現任) (重要な兼職の状況) スター・マイカ・レジデンス(株)取締役	22,700株
取締役候補者とした理由			
当社に入社以来、当社グループの主要事業であるリノベマンション事業の拡大と競争力の増大にその手腕を発揮してまいりました。引き続き、その経験、知見及び能力を、当社グループの更なる企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者いたしました。			
3	いしづみともゆき 石積 智之 (1972年8月31日生) 再任	1996年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2003年6月 (株)アパマンショップネットワーク(現(株)アパマンショップホールディングス) 入社 2004年1月 当社入社 2007年12月 スター・マイカ・アセットパートナーズ(株)取締役投資運用部長兼投資企画部長就任 2012年2月 当社戦略事業部長就任 2014年12月 当社企画本部長就任 2015年2月 当社取締役企画本部長就任 2016年2月 当社取締役管理本部長就任 2017年12月 当社取締役戦略事業本部長就任(現任) (重要な兼職の状況) スター・マイカ・アセットマネジメント(株)取締役 SMA iT(株)代表取締役社長	25,700株
取締役候補者とした理由			
当社に入社以来、当社グループの経営・管理監督に手腕を発揮してまいりました。引き続き、その経験、知見及び能力を、当社グループの更なる企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ながやま まなぶ 長谷 学 (1976年11月8日生) 新任	1999年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2007年2月 当社入社 2009年7月 当社財務部長就任 2010年2月 当社ALM企画部長就任 2013年8月 当社経営企画部長就任 2016年6月 当社執行役員企画本部長(現任) (重要な兼職の状況) スター・マイカ・アセットマネジメント(株)取締役	12,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社に入社以来、財務部門及び企画部門等の要職を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。この経験と知見を活かし、当社グループの持続的な成長と企業価値向上への更なる貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社は、2018年11月1日の当社取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、スター・マイカ・ホールディングス株式会社（以下「スター・マイカ・ホールディングス」または「持株会社」といいます）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、スター・マイカ・ホールディングスとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます。

### 1. 本株式交換を行う理由

当社グループでは、これまでリノベーションマンションの企画・販売事業を軸に、不動産仲介、不動産投資コンサルティング、不動産賃貸管理、不動産運用マネジメント、金融コンサルティング等の様々な周辺事業に取り組み、その結果、他社との差別化されたビジネスモデルを確立しております。

一方で、国内人口の減少といった社会課題に加え、新築マンションの価格高騰、リノベーションマンションへのニーズの多様化、不動産テックの台頭等の当社グループを取り巻く事業環境は大きな変局を迎えると認識しております。

今般、当社は、このような環境変化を踏まえ、当社の独自性の高いリノベマンション事業の継続的な発展、既存のビジネスを含む周辺事業の拡充による成長の加速、さらには将来的な投資対象の多様化への対応といった今後のグループの成長戦略を柔軟かつ機動的に実行することを可能とする体制の構築を図るとともに、これらの成長戦略を支えるべく、以下の2点を目的として持株会社体制への移行を決定いたしました。

#### ① グループ戦略立案機能の強化と各事業子会社への権限委譲

グループの各事業子会社に権限と責任を委譲することにより、環境変化に迅速な対応を行い、最適な業務の執行を目指します。すなわち、持株会社においてはグループの視点にたった継続的な成長戦略の立案とそれに基づく経営資源の配分の決定の機能を中心とする一方、各事業子会社においては、持株会社主導のもとで権限委譲を進め、事業属性に応じた人事体系の構築といった柔軟な組織運営や委譲された権限と責任の範囲内において積極的な投資判断を行う仕組みを構築いたします。



## ② グループ経営管理機能の高度化

グループの各事業子会社に対する責任と権限の委譲により各社の専門性・自律性をより高める一方、経営の監督と執行の分離を図り、持株会社はグループの監督に注力いたします。また、持株会社は、グループの持続的な企業価値向上に向けた成長戦略のもと、グループ全体の組織運営や権限配分等を適時適切にコントロールすることを通じ、グループ経営管理機能の高度化を図ってまいります。

持株会社体制への移行方法については、株式交換のほか、株式移転や会社分割等の手法も含めて慎重に協議・検討いたしました。

当社の筆頭株主のスター・マイカ・ホールディングスは、当社創業者であり代表取締役である水永政志の財産管理会社です。当社創業者によるスター・マイカ・ホールディングスを通じた当社株式の間接保有は、当社の経営の安定及び株主構成の安定性確保に寄与してきたと考えておりますが、持株会社体制への移行の手段としてスター・マイカ・ホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、当社創業者による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する株主の皆様の理解がより一層深まるものと考えております。さらに、株式交換を利用する場合、完全親会社となる持株会社を新たに設立する必要がないことから、迅速かつ機動的に持株会社体制に移行できると考えております。一方、株式移転を利用する場合、当社創業者による持株会社株式の間接保有が継続するため、株主構成の透明性の向上を図ることができないこと、また、会社分割を利用する場合、株式移転による場合と同様に、当社創業者による持株会社株式の間接保有が継続すること、また、当社の事業や資産等を当社の子会社に移転する手続や許認可の再取得等の煩雑な手続が必要になる等、当社の事業への影響が生じる可能性があると考えております。

以上の理由により、持株会社への移行方法については、スター・マイカ・ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換が最善の手法であると判断いたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容

当社及びスター・マイカ・ホールディングスが2018年11月1日に締結した本株式交換契約の内容は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.starmica.co.jp>) にその内容を掲載しております。

## 3. 交換対価の相当性に関する事項

### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

#### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	スター・マイカ・ ホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	スター・マイカ株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する 新株式数	普通株式：15,254,656株（予定）	

#### (注) 1. スター・マイカ・ホールディングスにおける発行済株式数の変更

スター・マイカ・ホールディングスは、2018年11月16日を効力発生日として、普通株式1株を148.7株の割合にて分割する株式分割を行い、発行済株式数が20,000株から2,974,000株となっております。上表の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます）は当該株式分割実施後のスター・マイカ・ホールディングスの発行済株式数(2,974,000株)を前提とするものです。

#### 2. 本株式交換における株式の割当比率

本株式交換においては、当社普通株式1株に対して、スター・マイカ・ホールディングスの普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、スター・マイカ・ホールディングスが保有する当社普通株式2,974,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

#### 3. 本株式交換により交付する株式数等

スター・マイカ・ホールディングスは本株式交換により、スター・マイカ・ホールディングスが当社の発行済株式（ただし、スター・マイカ・ホールディングスが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する直前時における当社の株主（ただし、スター・マイカ・ホールディングスを除きます。）に対して、スター・マイカ・ホールディングス普通株式15,254,656株を割当て交付する予定であります。なお、当社は、効力発生の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るスター・マイカ・ホールディングスの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点（本株式交換に

関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るスター・マイカ・ホールディングスの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます)において保有する自己株式を基準時において消却する予定であります。上表の本株式交換により交付する新株式数は、当社が基準時において消却する自己株式の数が、2018年11月30日現在の当社自己株式数(56株)と同数であることを前提として算出しておりますが、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### 4. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、スター・マイカ・ホールディングスの単元未満株式(スター・マイカ・ホールディングスは、単元株制度を採用しており、スター・マイカ・ホールディングス普通株式の単元株式数は、当社と同じ100株となります)を保有することとなる当社の株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、スター・マイカ・ホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

### ② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### (i) 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びスター・マイカ・ホールディングスから独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼することとし、当社のファイナンシャルアドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます)に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。

当社は、野村證券より、スター・マイカ・ホールディングスは、当社普通株式の保有・管理を事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後にスター・マイカ・ホールディングスが保有する当社株式については売却する予定がなく、また、財政状態に重大な影響を与えうる資産及び負債を有していないことから、スター・マイカ・ホールディングス株式の価値は、同社の保有する当社株式価値とほぼ等しく当社株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。また上記3.(1)①(注)1.「スター・マイカ・ホールディングスにおける発行済株式数の変更」に記載のとおり、スター・マイカ・ホールディングスの発行済株式数は、スター・マイカ・ホールディングスが保有する当社株式数(2,974,000株)と同数の2,974,000株となる予定であるため、スター・マイカ・ホールディングスの1株当たり株式価値は当社株式1株当たりの株式価値と等しく計算されます。

(ii) 算定に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結にあたり、前述の野村証券の助言を参考としたほか、当社の一般株主保護及び株主平等の観点、その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、スター・マイカ・ホールディングスに対してデュー・デリジェンスを実施しております。当社は、かかるプロセスを踏まえ、スター・マイカ・ホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益を損なうものではないと判断し、当社及びスター・マイカ・ホールディングスは、2018年11月1日開催の両社の取締役会において本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

(iii) ファイナンシャルアドバイザーとの関係

野村証券は、当社及びスター・マイカ・ホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

したがって、これらの事項は相当であると考えております。

(2) 交換対価としてスター・マイカ・ホールディングス株式を選択した理由

当社及びスター・マイカ・ホールディングスは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるスター・マイカ・ホールディングスの普通株式を選択いたしました。

当社はかかる対価につき、①スター・マイカ・ホールディングスは、本株式交換により、東京証券取引所市場第一部への新規上場申請手続きを行い、スター・マイカ・ホールディングス株式は、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所所有価証券上場規程第2条第73号、第208条）により、本株式交換の効力発生日である2019年6月1日に東京証券取引所市場第一部に上場する予定であり、本株式交換の効力発生日以後も取引所金融商品市場での取引が可能であることから、当社の株主に対しては引き続き株式の流動性・換価性を提供できるものと考えられること、及び②当社の株主がスター・マイカ・ホールディングスの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は、本株式交換による当社グループの持株会社体制への移行によって上記1.「本株式交換を行う理由」に記載された本株式交換の目的を達成することにより、当社グループの企業価値の向上に伴う利益を享受することが可能であると考えていることから、当社グループの持株会社となるスター・マイカ・ホールディングスの普通株式を本株式交換の対価とすることが適切と判断いたしました。

## (3) スター・マイカ・ホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際してスター・マイカ・ホールディングスが増加すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、以下のとおりです。

資本金	90,000,000円
資本準備金	会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額から90,000,000円を控除した額
利益準備金	0円

上記の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、スター・マイカ・ホールディングスの機動的な資本政策を図る観点から、相当であるものと考えております。

## (4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

当社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するための手続の一環として、当社及びスター・マイカ・ホールディングスから独立したファイナンシャルアドバイザーである野村證券に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。当社は、野村證券の助言を参考として、当社の一般株主保護及び株主平等の観点、その他本株式交換比率に関する詳細について、スター・マイカ・ホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、2018年11月1日開催の当社取締役会において決議いたしました。

また、当社は、法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選任し、同事務所より株式交換の手続及び意思決定方法・過程等について助言を受けました。

当社は、上記野村證券からの株式交換比率に関する助言及び佐藤総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、当社の取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、本株式交換は、当社の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、本株式交換契約を締結する旨を、取締役全員的一致で決議いたしました。また、かかる審議には監査等委員全員が参加し、いずれも、当社の取締役会が本株式交換契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社代表取締役である水永政志はスター・マイカ・ホールディングスの代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当社取締役会における持株会社への移行方法としてスター・マイカ・ホールディングスを完全親会社とする本株式交換を実施することについての審議及び決議に参加しておらず、当社の立場でスター・マイカ・ホールディングスとの本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

##### (1) スター・マイカ・ホールディングスの定款の定め

スター・マイカ・ホールディングスの定款の定めの内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.starmica.co.jp>) にその内容を掲載しております。

なお、スター・マイカ・ホールディングスは、2019年6月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場に向け、その定款を変更する予定です。

##### (2) 交換対価の換価方法に関する事項

###### ① 交換対価を取引する市場

スター・マイカ・ホールディングスの普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。2019年6月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定です。

###### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

上記①のとおり、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。2019年6月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場後は、金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。

###### ③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

スター・マイカ・ホールディングスの定款上、同社の普通株式を譲渡により取得するには、同社の取締役会の承認を受けなければならないものとされておりますが、スター・マイカ・ホールディングスの普通株式は、2019年6月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、これに先立ち、スター・マイカ・ホールディングスは、その定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。よって、本株式交換の効力発生日後においては、交換対価につき、譲渡その他の処分に対する制限はございません。

##### (3) 交換対価の市場価格に関する事項

スター・マイカ・ホールディングスの普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、該当する市場価格はありません。

なお、スター・マイカ・ホールディングスの普通株式は、2019年6月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該日以降は市場価格が付される予定

です。上記上場後は、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報やチャート表示等により、交換対価の市場価格及びその推移が示されることとなります。

<https://www.jpx.co.jp>

(4) スター・マイカ・ホールディングスの過去5年間の貸借対照表

スター・マイカ・ホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除く）に係る貸借対照表の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.starmica.co.jp>）にその内容を掲載しております。

5. 本株式交換に伴う新株予約権の交付に係る定め相当性に関する事項

当社が発行する以下の新株予約権については、当該新株予約権1個に対して、実質的に同一の条件となるスター・マイカ・ホールディングスの新株予約権1個を割当て交付いたします。

- ・2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権
- ・2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権
- ・2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権

当社の新株予約権者に割当て交付する新株予約権の概要は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数はスター・マイカ・ホールディングス普通株式について、以下のとおりとする。

- ・2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権：200株
- ・2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権：200株
- ・2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権：200株
- ・2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権：200株
- ・2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権：2株

- ・ 2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権：2株
- ・ 2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権：200株
- ・ 2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権：100株
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権：100株
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権：100株
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権：100株

## (2) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権を行使する際に払込をすべき金額はそれぞれ1株当たり以下の金額とする。

- ・ 2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権：250円
- ・ 2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権：1円
- ・ 2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権：1円
- ・ 2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権：1円
- ・ 2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権：1円
- ・ 2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権：1円
- ・ 2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権：561円
- ・ 2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権：1,781円
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権：2,342円
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権：2,800円（2,342円を下限行使価額とする行使価格修正条項付）
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権：3,800円（2,800円を下限行使価額とする行使価格修正条項付）

## (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間はそれぞれ以下の期間までとする。

- ・ 2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2022年12月31日
- ・ 2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2040年3月14日
- ・ 2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2041年7月14日



- ・ 2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2042年4月30日
- ・ 2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2043年4月30日
- ・ 2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2044年4月14日
- ・ 2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2021年1月29日
- ・ 2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権：2023年3月1日から2026年2月8日
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2021年9月17日
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2021年9月17日
- ・ 2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権：効力発生日（2019年6月1日を予定）から2021年9月17日

#### 6. スター・マイカ・ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等

スター・マイカ・ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.starmica.co.jp>) にその内容を掲載しております。

#### 7. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

##### (1) 当社

該当事項はありません。

##### (2) スター・マイカ・ホールディングス

該当事項はありません。

### 第3号議案 当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との吸収分割契約承認の件

当社は、2018年11月1日の当社取締役会において、第2号議案においてご承認をお願いしている株式交換（以下「本株式交換」といいます）の効力発生を条件として、当社及び本株式交換後当社の完全親会社となるスター・マイカ・ホールディングスとの間での会社分割（吸収分割）（以下「本吸収分割」といいます）を実施することをあわせて決議し、スター・マイカ・ホールディングスとの間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）を締結いたしました。

つきましては、本吸収分割契約について、ご承認いただきたく存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

#### 1. 本吸収分割を行う理由

第2号議案「当社とスター・マイカ・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」1. 「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、当社取締役会は、持株会社体制への移行を決議いたしました。

本議案は、持株会社体制への移行を目的として、本株式交換の効力発生後、本吸収分割により当社子会社であるスター・マイカ・アセットマネジメント株式会社、スター・マイカ・レジデンス株式会社、スター・マイカ・プロパティ株式会社、スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社、SMAiT株式会社（以下、あわせて「当社子会社」といいます）の株式を含む当社のグループ管理部門をスター・マイカ・ホールディングスに移管することで、スター・マイカ・ホールディングス傘下で当社及び当社子会社が並列の体制として、スター・マイカ・ホールディングスにグループ戦略立案機能及びグループ経営管理機能を構築するために、ご承認をお願いするものであります。

#### 2. 本吸収分割契約書の内容の概要

当社及びスター・マイカ・ホールディングスが2018年11月1日に締結した本吸収分割契約の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.starmica.co.jp>) にその内容を掲載しております。

### 3. 対価の相当性に関する事項

本吸収分割は、無対価吸収分割を予定しておりますので、分割の対価として吸収分割承継会社であるスター・マイカ・ホールディングスは株式の割当てやその他金銭等の交付を行いません。

また、承継会社であるスター・マイカ・ホールディングスにおいて資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

したがって、無対価であることは相当であるものと考えております。

### 4. スター・マイカ・ホールディングスにおける最終事業年度に係る計算書類等

スター・マイカ・ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.starmica.co.jp>) にその内容を掲載しております。

### 5. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分に関する事項

#### (1) 当社

該当事項はありません。

#### (2) スター・マイカ・ホールディングス

該当事項はありません。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2017年12月1日から  
2018年11月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の各種政策の効果を背景に企業業績の改善に伴う雇用・所得環境の改善傾向が続く中、緩やかな回復基調にある一方で、通商問題の動向による海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要性があり、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの属する中古マンション業界におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構によると、2018年11月度の首都圏中古マンションの成約件数は3,225件（前年同月比11.1%増）と前年同月を上回っております。また、首都圏中古マンションの成約㎡単価平均は50.82万円（同1.2%増）、成約平均価格は3,297万円（同2.9%増）となり、ともに2013年1月から71カ月連続で前年同月を上回っております。

このような市場環境の中、当社グループは、リノベマンション業界のリーディングカンパニーとして未来に亘り業界をリードし、お客様に価値を生み続ける存在であり続けたいとの思いから、2018年11月期を起点として、5カ年での経営計画「Challenge 2022」を策定し、スタートいたしました。計画1期目となる当連結会計年度は、5カ年経営計画の達成に向けて、基幹事業であるリノベマンション事業の収益力を引き続き強化し、インベストメント事業では、根強いニーズを捉えた保有物件の一部売却を通じて収益機会を拡大し、アドバイザー事業では、外部顧客からの手数料収入の増強を図ってまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高30,281,591千円（前年同期比31.2%増）、営業利益3,838,939千円（同7.4%増）、経常利益3,245,305千円（同8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,154,680千円（同4.1%増）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。なお、5カ年経営計画「Challenge 2022」のスタートに伴い、当連結会計年度より、従来「中古マンション事業」としていた報告セグメント名称を「リノベマンション事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

#### (リノベマンション事業)

リノベマンション事業は、多数の賃貸中の中古マンションを取得し、ポートフォリオとして賃貸運用しながら、退去した空室物件を1室ずつ順次リノベーションして居住物件として販売しております。当連結会計年度は、保有物件の増加に伴い、安定的な賃貸売上が3,106,384千円（同15.6%増）と順調に推移しております。また、販売面においても、リノベマンション供給への顧客期待に応えるべく、付加価値の高い物件の提供に努め、販売売上は19,036,521千円（同25.4%増）、販売利益率は13.5%と順調に推移いたしました。

この結果、売上高は22,142,905千円（同23.9%増）、営業利益は2,279,301千円（同2.2%増）となりました。なお、当連結会計年度の売上原価に含まれる販売用不動産評価損は、67,065千円となりました。

次期につきましては、財務基盤に配慮しつつ、地方主要都市への積極的進出等により引き続き保有物件を積み上げるとともに、リノベマンション業界のリーディングカンパニーとして、商品力、供給量での一層の存在感を発揮すべく、幅広いエリアにおいて多様化するニーズに対応した商品を数多く供給していく計画であります。

#### (インベストメント事業)

インベストメント事業は、分譲中古マンション以外の収益不動産について、賃貸又は販売目的で投資運用を行っております。当連結会計年度は、ニーズを捉えた保有物件の一部売却が貢献し、営業利益が増加いたしました。

この結果、売上高は7,435,123千円（同56.0%増）、営業利益は1,782,489千円（同21.5%増）となりました。

次期につきましては、マーケット動向を鑑み、既存保有物件の戦略的な売却の推進を主体に取り組む計画であります。

#### (アドバイザー事業)

アドバイザー事業は、不動産の売買仲介、賃貸管理等の「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。当連結会計年度は、外部顧客からの手数料収入の増強に注力し売上高は順調に推移したものの、賃貸管理事業の一環であるマンスリーマンションへの先行投資を積極的に進めたため、営業利益は減少しております。この結果、売上高は703,562千円（同60.0%増）、営業利益は370,283千円（同0.5%減）となりました。

次期につきましては、より効率的なオペレーション体制の構築やより付加価値の高いサービスの提供に努め、外部顧客からの仲介業務の拡大及び賃貸管理業務の収益性の向上に取り組む計画であります。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度において実施した設備投資等は70,775千円であり、その主なものは、情報システムの構築に係る無形固定資産への投資であります。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (2015年11月期)	第16期 (2016年11月期)	第17期 (2017年11月期)	第18期 (当連結会計年度) (2018年11月期)
売上高(千円)	19,333,365	20,973,884	23,075,197	30,281,591
経常利益(千円)	1,797,119	2,581,333	2,982,310	3,245,305
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,114,275	1,678,356	2,068,836	2,154,680
1株当たり当期純利益(円)	61.62	92.72	114.23	118.45
総資産(千円)	48,802,817	51,651,646	54,683,807	63,536,989
純資産(千円)	12,554,272	13,906,269	15,510,492	17,165,479
1株当たり純資産額(円)	690.43	764.63	853.22	937.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第15期(2015年11月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2015年11月期)	第 16 期 (2016年11月期)	第 17 期 (2017年11月期)	第 18 期 (当事業年度) (2018年11月期)
売 上 高(千円)	18,928,312	20,546,994	22,685,395	29,618,640
経 常 利 益(千円)	1,680,183	2,455,485	2,936,117	3,205,455
当 期 純 利 益(千円)	1,116,921	1,678,564	2,113,536	2,262,964
1 株当たり当期純利益 (円)	61.77	92.73	116.70	124.41
総 資 産(千円)	48,325,535	51,192,013	54,271,070	63,115,143
純 資 産(千円)	12,298,448	13,650,653	15,299,575	17,057,777
1 株当たり純資産額 (円)	676.29	750.51	841.57	931.60

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第15期(2015年11月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



**(3) 重要な親会社及び子会社の状況****① 親会社の状況**

該当事項はありません。

**② 重要な子会社の状況**

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
スター・マイカ・レジデンス株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
スター・マイカ・プロパティ株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
SMA iT株式会社	36,250千円	88.2%	アドバイザー事業

(注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. SMA iT株式会社は2018年11月30日付で第三者割当増資を行い資本金が増加しております。これに伴い、当社の議決権比率は上記のとおりとなりました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営方針

当社グループは、「“作る”から“活かす”社会を実現します」を企業理念に掲げ、地球の限られた環境資源を有効活用するべく、今ある住まいをもっと活かし、より便利でより快適な暮らしを提供すべく挑戦しております。住宅の再生・流通を通じて、多くの人々が「より良い価格でより良い暮らし」を手に入れ、持続的で活力のある社会が実現することを目指しております。

当社グループでは、2017年7月の東証一部への昇格を経営における1つの節目と捉え、この先リノベーション業界のリーディングカンパニーとして未来に亘り業界をリードし、お客様に価値を生み続ける存在であり続けたいとの思いから、2018年11月期を新たな起点として、5カ年での経営計画「Challenge 2022」を策定し、スタートしております。5カ年計画においては、中期経営計画（2017年11月期から2019年11月期）の基本方針を引き継いでおりますが、各事業においてより積極的な人材・リソースへの投資を行うことで事業成長を加速させ、5年後には業界内でイノベーションを生み出す集団としての存在感を発揮し、日本の住宅市場を支える組織でありたいという当社の強い意思を反映しております。

5カ年計画の目標、基本方針、重点施策及び計数計画については以下のとおりであります。

##### イ. 目標

- ・リノベーションで日本の住宅を変える × イノベーションで不動産業界を変える

##### ロ. 基本方針

- ・リノベーション：物件保有・供給ともに業界内で圧倒的な存在感の発揮、リノベーション総合企業への進化
- ・イノベーション：不動産 × ITへの挑戦・積極投資により、新たな収益機会・社会的価値の創出

##### ハ. 重点施策

###### リノベーション事業

- ・積極仕入を継続推進、販売用不動産を1,000億円まで積上げ
- ・商品力・供給量の一層強化。販売戸数でも業界内で圧倒的地位確立

###### インベストメント事業

- ・市場動向を捉えた柔軟な投資戦略の実行
- ・投資対象の拡大及び投資手法の多様化

###### アドバイザー事業

- ・仲介業務、賃貸管理業務の規模拡大、収益性向上
- ・不動産 × ITへの積極投資、民泊含む新規事業領域参入

###### 株主還元等

- ・長期保有株主に報いる配当性向30%を目標とした継続的な配当
- ・事業成長にあわせた時価総額の拡大

### 組織体制

- ・業界、職種の垣根を越えた積極的な人材採用
- ・先進的なITの活用による労働生産性向上

### 二. 計数計画

最終年度における2022年11月期は、売上高500億円、営業利益70億円、販売用不動産（リノベマンション事業）残高1,000億円を計画しております。

## ② その他の対処すべき課題

### イ. 不動産市場の変化への対応

当社グループは、不動産を多数保有するため、不動産の市場動向を継続して注視し、顧客の需給の変化や当社グループでの保有期間等に応じて、資金回収を優先するなどの的確な対応を行う方針であります。そのためには、当社グループの事業規模に応じて適時に適切な判断を行えるよう、社内体制の一層の強化が必要と考えております。

### ロ. 金融環境の変化への対応

当社グループでは、不動産を取得・保有する資金調達力が不可欠であります。市場環境変化に大きく左右されず安定した資金調達を行うために、金融機関とは単なる融資取引にとどまらず、不動産情報の収集、顧客の紹介や住宅ローン等多面的な関係を構築することにより、「金融機関のビジネスパートナー化」を推進する方針であります。

### ハ. コンプライアンスの強化

当社グループは、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することが、継続的に企業価値を高めるために最も重要であると考えております。関連する法令・制度が変革される中、常に企業としての社会的責任を果たすために、経営管理体制の強化に努めます。

(5) 主要な事業内容 (2018年11月30日現在)

事業区分	事業内容
リノベーション事業	首都圏を中心に、賃貸中のファミリータイプの中古マンション(区分所有)を1室単位から購入し、当社で継続してポートフォリオとして賃貸運用をしております。入居者の退去後は、リノベーションを行い資産価値を高めた後で、仲介会社(外部もしくは子会社)を通じてエンドユーザーへ居住用物件として販売しております。
インベストメント事業	首都圏を中心に、幅広く分譲中古マンション以外の収益不動産等を中心に様々な投資を実施し賃貸及び販売を行う事業、及び当社グループが保有する営業投資有価証券を中心とした投資育成事業を展開しております。
アドバイザー事業	不動産の売買仲介、賃貸仲介、賃貸管理、建物管理等、前記の2事業から派生する「フィー(手数料)ビジネス」を行っております。これらは、会社の資本効率を高め、外注費用を内製化するだけでなく、様々な案件への関与を通じて、ビジネスチャンスを拡大し、ノウハウを蓄積する点で、他の事業との相乗効果が期待されます。

(6) 主要な営業所 (2018年11月30日現在)

当       社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
	(横浜支店) 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3号
	(大阪支店) 大阪府大阪市北区芝田一丁目4番8号
	(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目6番19号
	(福岡支店) 福岡県福岡市中央区天神一丁目14番4号
	(札幌営業所) 北海道札幌市北区北七条西二丁目8番地1
	(仙台営業所) 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号
	(名古屋営業所) 愛知県名古屋市中区錦三丁目22番24号

- (注) 1. 2018年2月13日付で名古屋営業所を、2018年4月2日付で仙台営業所を、2018年7月2日付で札幌営業所をそれぞれ開設いたしました。
2. 2018年6月4日付で、さいたま支店を上記住所へ移転いたしました。
3. 2018年11月1日付で、福岡営業所は福岡支店となりました。
4. 2019年2月4日付で、仙台営業所を宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号へ移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2018年11月30日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減数
リノベマンション事業	67名	11名増
インベストメント事業	1	増減なし
アドバイザリー事業	27	6名増
全社 ( 共通 )	39	17名増
合計	134	34名増

(注) 使用人数は就業人数を表示しております。臨時従業員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	9,409,290 千円
株式会社あおぞら銀行	8,514,800 千円
株式会社三井住友銀行	7,078,171 千円
株式会社みずほ銀行	3,402,233 千円
株式会社きらぼし銀行	2,259,043 千円
株式会社りそな銀行	2,057,140 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年11月1日開催の取締役会で、2019年6月1日を効力発生日として、スター・マイカ・ホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

なお、2019年2月26日開催予定の当社第18回定時株主総会において、株式交換契約承認に関する議案を付議する予定であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2018年11月30日現在)

① 発行可能株式総数 42,400,000株

② 発行済株式の総数 18,228,712株

(注) 2018年5月7日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は971,288株減少しております。

③ 株主数 12,171名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
スター・マイカ・ホールディングス株式会社	2,974,000株	16.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,224,300	12.2
水永 政志	1,841,100	10.1
田口 弘	1,800,000	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	984,600	5.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	444,600	2.4
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	399,000	2.2
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	370,900	2.0
MSIP CLIENT SECURITIES	319,667	1.8
JP MORGAN CHASE BANK 380646	292,000	1.6

(注) 1. 持株比率は自己株式 (56株) を控除して計算しております。

2. (株)オフィス扇は、2018年11月1日付でスター・マイカ・ホールディングス(株)に商号変更しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年4月19日開催の取締役会の決議に基づき、2018年5月7日付で971,288株の自己株式を消却いたしました。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2018年11月30日現在)

	2002年12月11日 臨時株主総会決議 第1回新株予約権	2010年2月26日 取締役会決議 A号新株予約権	2011年6月30日 取締役会決議 B号新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき 普通株式200株	新株予約権1個につき 普通株式200株	新株予約権1個につき 普通株式200株
新株予約権の目的となる株式の数	640,000株	16,200株	24,000株
新株予約権の行使時の払込金額（1個当たり）	250円	1円	1円
新株予約権の行使期間	2003年1月1日から 2022年12月31日まで	2010年3月16日から 2040年3月14日まで	2011年7月16日から 2041年7月14日まで
新株予約権を有する役員の人数	取締役(社外取締役及び 監査等委員を除く) 1名	取締役(社外取締役及び 監査等委員を除く) 1名	取締役(社外取締役及び 監査等委員を除く) 1名
	2012年4月13日 取締役会決議 C号新株予約権	2013年4月11日 取締役会決議 D号新株予約権	2014年3月31日 取締役会決議 E号新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき 普通株式200株	新株予約権1個につき 普通株式2株	新株予約権1個につき 普通株式2株
新株予約権の目的となる株式の数	44,600株	27,200株	31,600株
新株予約権の行使時の払込金額（1個当たり）	1円	1円	1円
新株予約権の行使期間	2012年5月2日から 2042年4月30日まで	2013年5月2日から 2043年4月30日まで	2014年4月16日から 2044年4月14日まで
新株予約権を有する役員の人数	取締役(社外取締役及び 監査等委員を除く) 2名	取締役(社外取締役及び 監査等委員を除く) 2名	取締役(社外取締役及び 監査等委員を除く) 2名
	2018年1月22日 取締役会決議 2018年新株予約権		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき 普通株式100株		
新株予約権の目的となる株式の数	740,000株		
新株予約権の行使時の払込金額（1個当たり）	1,781円		
新株予約権の行使期間	2023年3月1日から 2026年2月8日まで		
新株予約権を有する役員の人数	取締役(社外取締役及び 監査等委員を除く) 3名		

(注) 2017年10月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。



## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2018年1月22日取締役会決議 2018年新株予約権	
発行決議日		2018年1月22日	
新株予約権の数		1,600個	
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 160,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1,781円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株につき 100円	
新株予約権の行使期間		2023年3月1日から2026年2月8日まで	
新株予約権の行使の条件		(注)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	1,300個
		目的となる株式数	130,000株
		交付者数	12名
使用人等への交付状況	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	300個
		目的となる株式数	30,000株
		交付者数	3名

- (注) 1. 新株予約権者は、2018年11月期から2022年11月期の当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の合計額が23,000百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

③ その他新株予約権等の状況

2018年8月30日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

A. 2018年第1回新株予約権

新株予約権の総数	4,270個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 427,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,879円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 2,342円
新株予約権の行使期間	2018年9月19日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	UBS AG London Branch

(注) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合にはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## B. 2018年第2回新株予約権

新株予約権の総数	3,572個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 357,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,137円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注) 1
新株予約権の行使期間	2018年9月19日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 2
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	UBS AG London Branch

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初2,800円とする。行使価額は、当社は2018年9月19日以降2021年9月17日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正をすることができる。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を割当予定先に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額に修正される。但し、修正後の行使価額が2,342円を下回ることはない。
2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合にはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

### C. 2018年第3回新株予約権

新株予約権の総数	5,264個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 526,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり658円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注) 1
新株予約権の行使期間	2018年9月19日から2021年9月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 2
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	UBS AG London Branch

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初3,800円とする。行使価額は、当社は2018年9月19日以降2021年9月17日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正をすることができる。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を割当予定先に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額に修正される。但し、修正後の行使価額が2,800円を下回ることはない。
2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合にはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役 の 状況 (2018年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	水永 政志	スター・マイカ・レジデンス(株)代表取締役社長 スター・マイカ・プロパティ(株)代表取締役社長 SMA iT(株)代表取締役社長 スター・マイカ・ホールディングス(株)代表取締役社長 スローガン(株)社外取締役 (株)SQUEEZE社外取締役 (株)book ee社外取締役 (株)レナウン社外取締役
取締役	明石 圭市	投資事業本部長 スター・マイカ・レジデンス(株)取締役
取締役	石積 智之	戦略事業本部長 スター・マイカ・アセットマネジメント(株)取締役 SMA iT(株)取締役
取締役(常勤監査等委員)	河島 克二	—
取締役(監査等委員)	小滝 一彦	日本大学経済学部教授 アズワン(株)社外取締役
取締役(監査等委員)	小坂 義人	飛悠税理士法人社員 信越化学工業(株)社外監査役 アストマックス(株)社外監査役 きさらぎ監査法人顧問

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)河島克二氏、取締役(監査等委員)小滝一彦氏及び小坂義人氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)小坂義人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役(常勤監査等委員)河島克二氏、取締役(監査等委員)小滝一彦氏及び小坂義人氏の3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 樺本健夫氏は、2018年2月23日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役(監査等委員)を退任いたしました。
6. (株)オフィス扇は、2018年11月1日付でスター・マイカ・ホールディングス(株)に商号変更しております。

7. 当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	担当及び重要な兼職の異動		異動年月日
	異動前	異動後	
水永 政志	スター・マイカ・レジデンス(株) 代表取締役社長 スター・マイカ・プロパティ(株) 代表取締役社長 SMA i T(株)代表取締役社長 スター・マイカ・ホールディングス(株)代表取締役社長 スローガン(株)社外取締役 (株)SQUEEZE社外取締役 (株)book ee社外取締役 (株)レナウン社外取締役	スター・マイカ・レジデンス(株) 代表取締役社長 スター・マイカ・プロパティ(株) 代表取締役社長 SMA i T(株)取締役会長 スター・マイカ・ホールディングス(株)代表取締役社長 スローガン(株)社外取締役 (株)SQUEEZE社外取締役 (株)book ee社外取締役 (株)レナウン社外取締役	2018年12月11日
石積 智之	戦略事業本部長 スター・マイカ・アセット マネジメント(株)取締役 SMA i T(株)取締役	戦略事業本部長 スター・マイカ・アセット マネジメント(株)取締役 SMA i T(株)代表取締役社長	2018年12月11日

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2018年11月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏名	担当
長谷 学	企画本部長

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## ③ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	3名 (-)	163,300千円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	10,650 (10,650)
合 計 （うち社外取締役）	7 (4)	173,950 (10,650)

- (注) 1. 上記には、2018年2月23日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年2月24日開催の第15回定時株主総会において、年額金300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、株式報酬型ストック・オプションのための報酬額として年額金24百万円以内（社外取締役を除く。）と決議いただいております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年2月24日開催の第15回定時株主総会において、年額金60百万円以内と決議いただいております。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）小滝一彦氏は、日本大学経済学部教授及びアズワン株式会社社外取締役を兼務しておりますが、各兼務先と当社との取引関係はございません。

取締役（監査等委員）小坂義人氏は、飛悠税理士法人社員、信越化学工業株式会社社外監査役、アストマックス株式会社社外監査役及びきさらぎ監査法人顧問を兼務しておりますが、各兼務先と当社との取引関係はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (常勤監査等委員)	河 島 克 二	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席、また、監査等委員会13回全てに出席し、過去の経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	小 滝 一 彦	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席、また、監査等委員会13回全てに出席し、豊富な経験と大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	小 坂 義 人	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席、また、監査等委員会13回全てに出席し、過去の経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。



**(4) 会計監査人の状況**

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

**② 報酬等の額**

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,950千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

**③ 非監査業務の内容**

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、SMA iT株式会社の財務調査業務についての対価を支払っております。

**④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の議案の内容を決定いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム構築に関する基本方針）について、取締役会において決議しております。

その内容は次のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を制定し、当社及び当社子会社の役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。またその徹底を図るため、コンプライアンス規程を定めコンプライアンス担当部門及び責任者を置き、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括します。コンプライアンス担当部門は、当社及び当社子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行います。

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。企業行動憲章において、基本方針を社内外に宣言し、社内規程を設けて社内体制の整備をします。また、不当要求防止責任者を定め、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

内部監査担当部門は、コンプライアンス担当部門と連携の上、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告するものとします。

当社及び当社子会社は、法令遵守上疑義のある行為等について、社外の弁護士に直接相談を行う内部通報制度の体制を整備します。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存します。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理担当部門を置き、リスク管理体制を構築し、リスク管理状況を定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告するものとします。また、不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、専門家の助言の下、迅速な対応を行う体制を整えます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。また、取締役会は、職務権限規程・業務分掌規程等の社内規程により、職務権限及び意思決定ルールを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備します。さらに、業務の運営状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施します。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は関係会社管理規程を定め、子会社から定期的に業務執行に関する報告を受けるとともに、定期的な監査を実施する体制を整備します。
- また、当社の取締役、役職員が各子会社の取締役を兼務することにより、相談・報告を適切に行える体制を整備します。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社の業務執行について、当社に適時適切な報告を求めるとともに、関係会社管理規程に定めた重要事項については、当社の取締役会にて審議を行います。
- ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 関係会社管理規程に基づき、子会社の管理、組織、権限等を定めるとともに、当社の主管部署を定めて、必要に応じて主管部署と子会社が連携して、業務執行を行います。
- また、内部監査担当部門が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、各子会社の業務執行の適正性を確保することとしております。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査等委員の求めに応じて必要な人員を配置することとします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。また、監査等委員会から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反または不正な行為を発見したときは、監査等委員に報告します。
- また、当社グループは、当社の監査等委員への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底いたします。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役との定期的な意見交換を行い、会計監査人・内部監査担当部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。さらに、役職員の監査等委員会に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努めます。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の社長室がモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、社内研修による教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ 内部監査

内部監査担当部門である社長室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。そこで、業績に応じて継続的な利益配分を年2回中間配当及び期末配当として実施するとともに、機動的な資本政策の遂行を目的とした自己株式の取得を行うことを、利益配分の基本方針としております。また、中長期的には、連結配当性向30%を目標としております。

当社の剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、社外取締役を含む取締役会において、利益や剰余金の水準、配当性向、現預金残高等を勘案のうえ、配当を決定しております。また、取締役会の決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、経営体質の一層の強化を図るとともに、今後の事業拡大・競争力強化のための成長投資として充当する方針であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2018年6月28日 取締役会決議	282,545	15.5
2019年1月11日 取締役会決議	300,772	16.5

次期の配当予想につきましては、連結配当性向が中長期目標である30%を超過するものの、株主への利益還元の充実及び安定した配当の継続の観点から、年間配当額として1株当たり32.0円（中間配当1株当たり16.0円、期末配当1株当たり16.0円）、配当性向36.8%を予定しております。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2018年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>61,192,797</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,031,585</b>
現金及び預金	4,075,154	営業未払金	303,931
営業未収入金	49,896	短期借入金	1,658,000
販売用不動産	56,261,189	1年内返済予定の長期借入金	4,090,308
繰延税金資産	177,507	未払法人税等	653,492
その他	629,835	その他	1,325,853
貸倒引当金	△785	<b>固 定 負 債</b>	<b>38,339,924</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,340,846</b>	社 債	260,000
<b>有形固定資産</b>	<b>1,780,911</b>	長期借入金	38,046,558
建物及び構築物	440,489	その他	33,366
土地	1,316,130	<b>負 債 合 計</b>	<b>46,371,509</b>
その他	24,291	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>52,243</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,099,561</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>507,691</b>	資 本 金	3,573,038
投資有価証券	60	資 本 剰 余 金	3,546,478
繰延税金資産	48,852	利 益 剰 余 金	9,980,176
その他	458,778	自 己 株 式	△133
<b>繰 延 資 産</b>	<b>3,345</b>	その他の包括利益累計額	△10,038
社債発行費	3,345	繰延ヘッジ損益	△10,038
<b>資 産 合 計</b>	<b>63,536,989</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>75,957</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>17,165,479</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>63,536,989</b>

## 連結損益計算書

(2017年12月1日から  
2018年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,281,591
売 上 原 価		23,357,551
売 上 総 利 益		6,924,039
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,085,100
営 業 利 益		3,838,939
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	443	
そ の 他	10,394	10,837
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	453,715	
支 払 手 数 料	137,873	
そ の 他	12,882	604,471
経 常 利 益		3,245,305
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,245,305
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,150,158	
法 人 税 等 調 整 額	△59,533	1,090,624
当 期 純 利 益		2,154,680
親会社株主に帰属する当期純利益		2,154,680

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年1月23日

スター・マイカ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	中 井	修 ⑩
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	経 塚	義 也 ⑩
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター・マイカ株式会社の2017年12月1日から2018年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2017年12月1日から2018年11月30日までの第18期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年1月24日

スター・マイカ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 河島 克二 ㊞

監査等委員 小滝 一彦 ㊞

監査等委員 小坂 義人 ㊞

（注）監査等委員河島克二、小滝一彦及び小坂義人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 貸借対照表

(2018年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>60,670,793</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,717,441</b>
現金及び預金	3,478,128	営業未払金	280,815
営業未収入金	35,260	短期借入金	1,658,000
販売用不動産	56,261,354	1年内返済予定の長期借入金	4,090,308
貯蔵品	3,040	未払金	74,185
前渡金	214,420	未払費用	117,247
前払費用	283,797	未払法人税等	566,547
繰延税金資産	166,147	未払消費税等	131,181
その他	229,287	前受金	135,550
貸倒引当金	△642	預り金	466,514
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,441,004</b>	前受収益	176,893
<b>有形固定資産</b>	<b>1,780,911</b>	その他	20,200
建物	439,733	<b>固 定 負 債</b>	<b>38,339,924</b>
構築物	755	社債	260,000
車両運搬具	4,583	長期借入金	38,046,558
器具備品	19,708	預り敷金	18,148
土地	1,316,130	その他	15,218
<b>無形固定資産</b>	<b>45,549</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>46,057,365</b>
ソフトウェア	10,996	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	34,553	株主資本	16,991,927
<b>投資その他の資産</b>	<b>614,542</b>	資本金	3,573,038
投資有価証券	60	資本剰余金	3,541,478
関係会社株式	157,500	資本準備金	3,541,478
出資金	30	利益剰余金	9,877,543
長期前払費用	235,265	その他利益剰余金	9,877,543
繰延税金資産	48,841	繰越利益剰余金	9,877,543
その他	172,845	<b>自 己 株 式</b>	<b>△133</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>3,345</b>	評価・換算差額等	△10,038
社債発行費	3,345	繰延ヘッジ損益	△10,038
<b>資 産 合 計</b>	<b>63,115,143</b>	新株予約権	75,888
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>17,057,777</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>63,115,143</b>

# 損益計算書

(2017年12月1日から  
2018年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		29,618,640
売上原価		23,343,398
売上総利益		6,275,241
販売費及び一般管理費		2,762,486
営業利益		3,512,754
営業外収益		
受取利息	1,658	
受取配当金	236,700	
業務受託料	45,270	
その他の	8,527	292,156
営業外費用		
支払利息	453,715	
支払手数料	137,873	
その他の	7,866	599,455
経常利益		3,205,455
税引前当期純利益		3,205,455
法人税、住民税及び事業税	1,000,453	
法人税等調整額	△57,961	942,491
当期純利益		2,262,964

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年1月23日

スター・マイカ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 修 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 経 塚 義 也 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スター・マイカ株式会社の2017年12月1日から2018年11月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2017年12月1日から2018年11月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年1月24日

スター・マイカ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 河島 克二 ㊟

監査等委員 小滝 一彦 ㊟

監査等委員 小坂 義人 ㊟

(注) 監査等委員河島克二、小滝一彦及び小坂義人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# MEMO

A series of 20 horizontal dashed lines providing a template for writing a memo.

# 定時株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
ホテルオークラ東京 別館2階 メイプルルーム



※ホテルオークラ東京本館は建替え工事のため、会場のある別館への通り抜けはできませんのでご注意ください。  
※ご来場の際は、当社として専用の駐車場をご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

## ●地下鉄の最寄り駅

交通	日比谷線 神谷町駅	直結「神谷町MTビル」前 エスカレーター出口より徒歩5分	別館宴会場入口（地下2階）をご利用ください。
	南北線 六本木一丁目駅	泉ガーデンテラス エスカレーター乗り口より徒歩8分	別館玄関（1階）をご利用ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解  
くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。